



メルマガ宮城・気仙沼 -330-

2019. 9. 4 宮城県気仙沼地方振興事務所メールマガジン



このメールマガジンは、企業活動に役立つ情報を広くお知らせすることを目的として発行している無料マガジンです。

県の各種制度、説明会、イベントなどに関する情報をいち早くお届けしますので、ぜひ御覧ください！

また、皆さまからの情報・御意見・御感想もお待ちしています！

◆◇ 目次 ◇◆

【1】「みやぎの食復興支援事業」補助金の募集について

【2】「企業連携支援事業」補助金の募集について

☆「みやぎの食復興支援事業」補助金の募集について

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の開拓・拡大を目的として中小企業者等が行う「商品づくり」などに要する経費について、その一部を補助します。

当補助金は地域の食材等を活用した商品づくりを行う被災された食品製造事業者等にご利用いただけます。

■対象事業の要件

次の（１）から（４）までのすべてに該当すること。

- （１）地域の食材等を活用した商品づくり（新商品の開発又は既存商品の改良）を行うこと
- （２）本事業で試作製造した商品の販路開拓活動を行うこと
- （３）事業実施機関内に一定の事業青果が見込まれること。
- （４）罹災証明書等により被災の状況が確認できること。

■対象者や補助対象経費、内容の詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2019syokufukkou.html>

■お問い合わせ

宮城県 食産業振興課 食ビジネス支援班

TEL 022-211-2812

FAX 022-211-2819

Mail s-business@pref.miyagi.lg.jp

☆「企業連携支援事業」補助金の募集について

県では、東日本大震災のより被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の開拓・拡大を目的として中小企業者等が行う「商品づくり」などに要する経費について、その一部を補助します。

当補助金は県内の複数の中小食品製造者等が技術面等で連携して地域の食材等を活用した商品づくりを行う場合にご利用いただけます。

■対象事業の要件

次の（１）から（５）までのすべてに該当する事業であること。

- （１）複数の中小食品製造事業者等が技術面等で連携し、地域の食材等を改良した商品づくりを行うこと。
- （２）開発又は改良した商品の販路開拓活動を行うこと。
- （３）次の①・②のいずれかを行うこと。
 - ①商品づくりのためのマーケティング活動
 - ②商品開発力や営業力を有する人材の育成活動
- （４）事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- （５）罹災証明書等により被災の状況が確認できること。※申請者のみ

■対象者や補助対象経費，内容の詳細につきましては，以下のページをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2019renkei.html>

■お問い合わせ

宮城県 食産業振興課 食ビジネス支援班

TEL 022-211-2812

FAX 022-211-2819

Mail s-business@pref.miyagi.lg.jp

【しおかぜ】

「サザエさん一家」の県観光PR動画の再生回数が、去年の「Hey!Say!JUMP」

